

## 6 燃え殻、汚泥等の事前承認手続

### (1) 事前承認の手順

「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」に基づく制度です。

燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんなどの廃棄物を搬入する場合、産業廃棄物搬入届出書を提出する前に、事前承認を受ける必要があります。判定基準は P.22 の表の値に基づきます。

#### STEP1 搬入予定廃棄物から試料を採取する

搬入予定の産業廃棄物を適量採取して二分し、一方は分析用試料として、他方(約 300g)は本市提出用試料として仮保管します。

※報告書に試料採取日の記入欄があるので、必ず採取日を記録してください。

#### STEP2 試料の分析

分析は、原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者機関に依頼します。分析項目は、排出事業者によって異なりますので、P.21 の別表に定める分析項目で必要な項目をご確認の上、分析を依頼してください。

各項目の分析方法は、以下に定めるとおりです。

| 試験  | 分析方法  |
|---|---|
| 一般性状試験<br>(固型分、水分、pH、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、熱しゃく減及び不溶成分) | P.20 のとおり                                     |
| 溶出試験  | 昭和 48 年環境庁告示第 13 号による                         |
| 含有量試験   | 水銀又はその化合物<br>「水銀廃棄物ガイドライン」を参照の上、適切な方法で行うこと    |
|   | ダイオキシン類<br>昭和 48 年環境庁告示第 13 号による              |
|   | その他の項目<br>底質調査方法等を参考に前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同様とする |

#### STEP3 産業廃棄物分析調査報告書の作成

産業廃棄物分析調査報告書(巻末資料 P.8)に必要な事項を記入します。

記入例は巻末資料 P.16 を参照してください。

表面は当該廃棄物の排出事業者が、裏面は分析機関が記入してください。

判定基準(P.22)の超過がある場合は、受入れできません。

## STEP4 提出書類の準備

以下に示す提出書類をご準備ください。

- 1) 産業廃棄物分析調査報告書(STEP3で作成した書類) 3部(内2部はコピーで可)
- 2) 分析試料(STEP1 で分取したもの) 約 300g
- 3) 返信用封筒(返信先記入済、切手貼付済のもの) 1部(返却時郵送希望の場合のみ)

## STEP5 書類の提出

### 【提出先】横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市役所 23 階

TEL 045(671)2547  
FAX 045(663)0125

(アクセス)

みなとみらい線「馬車道駅」1C 出入口直結  
JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩 3 分

(受付時間)

8時 45 分～12 時、13 時～17 時 15 分  
(休庁日を除く)



## STEP6 産業廃棄物分析調査報告書の副本返却

STEP5 で必要書類を提出した後、1～2週間程で埋立承認となります。返信用封筒がある場合は郵送、無い場合は来庁して分析調査報告書の副本(承認印押印済)を受け取ってください。

なお、承認期限は試料採取月から1年後の同月末までです。

## (2) 一般性状試験の分析方法

### ア 固型分

- ① 容器に試料a(g)[20~100g]を正確に計り取り、沸騰しないように注意して蒸発乾固させる。
- ② 乾固させたものを105~110℃で2時間乾燥させた後、デシケーター中で30分間放冷する。
- ③ 容器に残留した物質の重量b(g)を正確に求める。これを固型分の重量とする。
- ④ 「固型分(%) =  $b/a \times 100$ 」の式により、算出する。

### イ 水分

「水分(%) =  $100 - \text{固型分}(\%)$ 」の式により、算出する。

### ウ pH

試料10w/v%液を検液とし、JIS K0102 12(ガラス電極法)に定める方法による。

### エ ノルマルヘキサン抽出物質含有量(含油量)

- ① 試料a(g)をソックスレー抽出器に入れヘキサンを用いて抽出し、この抽出液を検液とする。
- ② 昭和49年環境庁告示第64号付表4に定める方法により、検液のノルマルヘキサン抽出物質の重量c(g)を求める。
- ③ 「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/kg) =  $c/a \times 10^6$ 」の式により算出する。  
または、  
「含油量(%) =  $c/a \times 100$ 」の式により算出する[搬入基準は5%以下]。

### オ 熱しゃく減量

- ① 固型分の測定操作で得られた乾燥後の試料b(g)を、電気炉にて $600 \pm 25^\circ\text{C}$ で3時間強熱する。
- ② 強熱後の試料をデシケーター中で放冷し、放冷後の試料の重量d(g)を正確に求める。
- ③ 「熱灼減量(%) =  $(b-d)/b \times 100$ 」の式により、算出する。

### カ 不溶成分

- ① 試料a(g)を有姿のまま検液とし、孔径 $1\mu\text{m}$ のメンブランフィルターでろ過する。有姿の状態でろ過できないものは、試料10w/v%液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過する。
- ② メンブランフィルターのろ過残留物を乾燥させ、その重量e(g)を正確に求める。
- ③ これを不溶成分の重量とする。「不溶成分(%) =  $e/a \times 100$ 」の式により、算出する。

### (3) 分析項目

別表 ≪埋立処分に係る分析項目≫

| 有害物質等            | 排出者 | 排出事業者<br>(処理業者を除く)                 |     | 処理業者 |     |      |
|------------------|-----|------------------------------------|-----|------|-----|------|
|                  |     | 初 回                                | 継 続 | 初 回  | 継 続 | 中間報告 |
| アルキル水銀           |     | ◎                                  | ●   | ◎    | ○   | —    |
| 総水銀              |     | ◎                                  | ◎※1 | ◎    | ◎※1 | ○    |
| カドミウム            |     | ◎                                  | ○   | ◎    | ○   | ○    |
| 鉛                |     | ◎                                  | ○   | ◎    | ○   | ○    |
| 有機燐              |     | ◎                                  | ●   | ◎    | ○   | —    |
| 六価クロム            |     | ◎                                  | ○   | ◎    | ○   | ○    |
| 砒素               |     | ◎                                  | ○   | ◎    | ○   | ○    |
| シアン              |     | ◎                                  | ○   | ◎    | ○   | ○    |
| P C B            |     | ◎                                  | ●   | ◎    | ○   | —    |
| トリクロロエチレン        |     | ○                                  | ●※2 | ○    | ○   | ●※2  |
| テトラクロロエチレン       |     | ○                                  | ●※2 | ○    | ○   | ●※2  |
| ジクロロメタン          |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| 四塩化炭素            |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| 1,2-ジクロロエタン      |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| 1,1-ジクロロエチレン     |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| トリス(1,2-ジクロロエチル) |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| 1,1,1-トリクロロエタン   |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| 1,1,2-トリクロロエタン   |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| 1,3-ジクロロプロパン     |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| チウラム             |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| シマジン             |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| チオベンカルブ          |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| ベンゼン             |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| セレン              |     | ●                                  | ●   | ◎    | ●   | —    |
| 1,4-ジオキサン        |     | ●                                  | ●   | ○    | ●   | —    |
| ダイオキシン類          |     | ◇                                  | ◇   | ◇    | ◇   | —    |
| 一般性状試験           |     | 必ず行う(コンクリート固型化物については一軸圧縮強度の測定も行う。) |     |      |     |      |

◎:含有量試験及び溶出試験を行う。

○:溶出試験を行う。

●:「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、溶出試験を行う。

また、発生工程等から判断して、当該有害物質等が混入されている可能性があるとして市が判断した場合、市と協議の上、溶出試験を行う。

◇:当該廃棄物が燃え殻、ばいじん又は焼却施設の湿式集塵施設から発生する汚泥であり、かつ「政令で定められた施設」を有し、規制対象物質に該当する場合、含有量試験を行う。

※1:発生工程等から判断して、水銀を含有していないことが明らかである場合、市と協議の上、溶出試験のみ行う。

※2:当該廃棄物が汚泥の場合、溶出試験を行う。

## (4) 判定基準

「燃え殻」、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」及び「その他特に市長が適当と認めたもの」にかかる基準

|                  | 項 目                    | 基準値(溶出試験)                         |
|------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 有<br>害<br>物<br>質 | アルキル水銀化合物              | 検出されないこと                          |
|                  | 水銀又はその化合物              | 15 mg/kg以下(含有量試験)<br>0.005 mg/l以下 |
|                  | カドミウム又はその化合物           | 0.09 mg/l以下                       |
|                  | 鉛又はその化合物               | 0.3 mg/l以下                        |
|                  | 有機燐化合物                 | 0.2 mg/l以下                        |
|                  | 六価クロム化合物               | 0.5 mg/l以下                        |
|                  | 砒素又はその化合物              | 0.3 mg/l以下                        |
|                  | シアン化合物                 | 1 mg/l以下                          |
|                  | ポリ塩化ビフェニル              | 0.003 mg/l以下                      |
|                  | トリクロロエチレン              | 0.1 mg/l以下                        |
|                  | テトラクロロエチレン             | 0.1 mg/l以下                        |
|                  | ジクロロメタン                | 0.2 mg/l以下                        |
|                  | 四塩化炭素                  | 0.02 mg/l以下                       |
|                  | 1, 2 - ジクロロエタン         | 0.04 mg/l以下                       |
|                  | 1, 1 - ジクロロエチレン        | 1 mg/l以下                          |
|                  | シス-1, 2 - ジクロロエチレン     | 0.4 mg/l以下                        |
|                  | 1, 1, 1 - トリクロロエタン     | 3 mg/l以下                          |
|                  | 1, 1, 2 - トリクロロエタン     | 0.06 mg/l以下                       |
|                  | 1, 3 - ジクロロプロペン        | 0.02 mg/l以下                       |
|                  | チウラム                   | 0.06 mg/l以下                       |
|                  | シマジン                   | 0.03 mg/l以下                       |
|                  | チオベンカルブ                | 0.2 mg/l以下                        |
|                  | ベンゼン                   | 0.1 mg/l以下                        |
|                  | セレン又はその化合物             | 0.3 mg/l以下                        |
| 1, 4 - ジオキサン     | 0.5 mg/l以下             |                                   |
| ダイオキシン類          | 3 ng-TEQ/g以下(含有量試験)    |                                   |
| 性<br>状<br>般      | 水分                     | ※ 85 %以下                          |
|                  | 含油量(ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)) | ※ 5 %以下 (50000mg/kg)              |

※ 基準値以下であっても性状によって埋め立てを不適当とすることがあります。